

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

|                |   |                               |
|----------------|---|-------------------------------|
| 許認可等の内容        |   | タクシー料金助成券の請求に対する決定            |
| 根拠法令等及び条項      |   | 栃木市福祉タクシー料金助成要綱第6条            |
| 標準<br>処理<br>期間 | 根拠条項  | 未設定                           |
|                | 設定等年月日  | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更    |
|                | 標準処理期間  | 1日                            |
| 審査<br>基準       | 根拠条項  | 栃木市福祉タクシー料金助成要綱第3条            |
|                | 参考事項  |                               |
|                | 設定等年月日  | 平成22年 3月29日設定<br>平成 年 月 日最終変更 |
|                | <p>【 基 準 】</p> <p>1 対象者</p> <p>市内に住所を有し、かつ、現に居住し、次のいずれかに該当するもの。ただし、対象者が施設に入所している者である場合を除く。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの</p> <p>(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生事務次官通知）第2により療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度A1又はA2に該当するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障がいの程度1級に該当するもの</p> <p>(4) 年齢が65歳以上80歳未満の者で、月4回以上通院し、タクシーの利用を必要とするもの</p> <p>(5) 年齢が80歳以上の者で、月1回以上通院し、タクシーの利用を必要とするもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者</p> |                               |